



GAP 普及ニュース 第24号 (2012.1)  
一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
発行：出版委員会

# GAP 普及ニュース

平成二十四年の  
新春のお慶びを申し上げます。

昨年3月11日の東日本大震災では、多くの方々が被災され、復興どころか、未だに復旧対策が覚束ない状況であり、心配が尽きません。東京電力福島第一原発の事故の影響は計り知れない被害をもたらしました。遠く離れた地域でもホットスポットがみつき、暮らしはもとより、自然環境や農産物・食品への影響などが心配されています。放射能汚染については、いまだ安心できませんが、今年こそ大きな災害のない年であることを心より祈念致します。



このような中で、ことさらに農場のリスク管理の重要性が増しています。今年は、日本GAP規範に基づく新しい農場評価制度を本格的にスタートさせます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

理事長 田上隆一

## 【巻頭言】 大震災からの復興、農業の振興を！

一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
常務理事 石谷孝佑

昨年3月11日、東北・北関東が巨大地震と津波に襲われ、多くの命と資産が失われ、それに伴う原発事故の被害は益々広がりを見せています。東日本大震災により亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、被害者の方々の1日も早い復旧・復興を祈念致します。

日本はこの大災害によって多くのことを学びました。家族や友達の絆の大切さや、豊かな自然の有難さと恐ろしさも学びました。



豊かな農村地帯ががれきの山になった。  
宮城県巨理町の死者249人、不明23人

生活の面では、住まいの価値観が激変しました。かつては、東京で住宅を選ぶ基準は、通勤に便利なことや住環境の良さが第一でしたが、選択基準のトップは、津波が来ないことや地盤がしっかりしていること、液状化の心配がないことなどに変わり、ここでも「安全・安心」が第一になりました。地震大国の日本では、いつまた巨大地震に襲われないとも限りませんし、当面の巨大余震も心配です。これらを反映して、住宅も湾岸から内陸へ、高層から低層にシフトしています。東京の湾岸地域のマンションでは、地盤改良や耐震補強などが行われています。また、大地震・大津波の可能性のある所では、全国的に再点検とその対策が行われています。

このような日本ですが、大震災の前から大きな曲がり角に来ていたといえます。世界的にグローバル化が進む中で、あらゆる物の価格競争が加速され、日本の様々な製造業が賃金の安い中国、インド、東南アジアへと生産拠点を移しています。かつて、日本の生産拠点が、韓国へ、台湾へ、香港・シンガポールへと移って行ったように、特に中国の WTO 加盟（2001年12月）以降、先進国の大企業が競って中国に進出し、安い工業製品を世界に向けて大量に供給するようになりました。

自動車産業が象徴的ですが、世界の名だたる自動車メーカーが中国に進出し、生産量と価格を競い、2010年には中国が世界最大の自動車生産国（生産台数1826万台）になり、最近ではその品質も格段に向上し、自動車の輸出国になろうとしています。中国の賃金が上昇すると、生産拠点はさらに賃金の安い東南アジアの国々やインドなどへとシフトし、製品の価格と品質の世界的な「フラット化」（用語解説参照）が大規模に進行しています。

『アフリカの平原では、シマウマはライオンより速く走らないと食べられてしまうことを知っている。ライオンは足の遅いシマウマを何とか仕留めないと飢えて死ぬことを知っている。中国が WTO に加盟してから、世界各国がどんどん速く走らないと生き残れなくなっている』というような主旨のことをトーマス・フリードマンが、その著書「フラット化する世界（上）」（日本経済新聞社2006）の中で語っています。

現在の日本経済の低迷も、欧米の経済基盤の脆弱化も、ある意味、この世界的なフラット化の進行によるものと言えるでしょう。急速な超円高に見舞われている日本は、今後、好むと好まざるとにかかわらず、産業の空洞化がさらに進行し、雇用の場が益々失われ、国の財政がさらに悪化すると予想されます。国の財政悪化により、政府・行政のスリム化と消費税増税、財政の健全化、福祉・年金などの再構築、雇用・少子高齢化問題の改善、防衛や農業の問題など、難問が次々と噴出してきており、政府の目玉政策は選挙目当てのバラマキになりつつあります。

このような中で、海外に移転できない農林水産業や中小企業などは、有効な政策が打ち出されないまま活路を見いだせずに衰退してきています。国民の生命・財産を守る砦である農産物・食料までもが国内生産に陰りが見えるようになり、多くを安価な輸入品に頼る事態になっているのは忌々しき問題と言わざるを得ません。

海外からは「日本は消費税率が低く、国民からまだまだ税金を徴収できる余力がある」とみられています。これが安心感となって円が買われ、実力以上の円高になっていると言われていますが、ある程度痛みを伴う本格的な財政再建をしないまま、選挙目当てのバラマキに終始すれば、多くの警告書が指摘しているように、ある日突然、国が破綻するという事態にならないとも限りません。

そこで、日本の企業などは海外に活路を見出し、政府は貿易で国の収入を増やそうとしていますが、世界の 150 カ国以上が参加している WTO（世界貿易機関）は、アメリカと中国やインドなどの発展途上国との利害が衝突して、2008 年 7 月に決裂したままです。

そのような中で、アメリカは 2010 年に WTO を見限り、TPP という地域連携に舵を切っています。また韓国は、早くから欧米と FTA という二国間の経済連携を進めています。

日本はこれまで、自由貿易を中心とした「アセアン+3」（日中韓）、「アセアン+6」（日中韓+印豪ニュージー）を母体に「東アジア共同体」を創設するよう論議を進めてきました。アセアンは、2015 年の「アセアン共同体」の創設を既に決めており、一番出遅れていたミャンマーも最近になりこれに歩み寄りを見せています。



ここに来て日本は、アメリカの主導する TPP への参加の意思を表明しました（2011 年 11 月）。アジア地域における多国間の経済連携は、「日中韓 3 カ国」、「アセアン 10 カ国」、「アセアン+3 の 13 カ国」、「TPP11 カ国+α」、「APEC21 カ国」など、様々な枠組みが模索されていますが、世界的な貿易の枠組みであった WTO から、それぞれの地域の思惑を込めた経済連携として再編されようとしています。遅れている日中韓の FTA についても、このような動きに刺激され、来年から交渉に入ることになっています。

このような重大な曲り角に来ている日本を襲ったのが東日本大震災です。地震と同時に起こった巨大津波によって福島第一原発に深刻な原子炉事故が発生し、まき散らされた膨大な放射性物質による影響は、日に日に大きなものになっています。特に農業・農産物とその加工食品には、更なる放射能被害の拡大が心配されており、その他の生活関連産業にも大きな風評被害が出ています。また、大津波によって冠水した水田・畑地の再生も生産者にとって大きな負担になっています。

このような時期に、日本の政府・行政が、日本農業による国産の農産物・食料の生産とそれを育む自然環境の重要性をもう一度見直し、欧州の環境保全型農業とその推進のための「GAP 規範」とそれに基づく補助金（直接支払い）のためのクロスコンプライアンス（環境配慮要件）などの制度に目を向け、やる気のある農業生産者の支援に力を注ぎ、バラマキでない一元的な農業・環境の支援策を実施するよう切に要望します。

## 《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》一連載 第 14 回一

環境保全が目的の欧州 GAP を「食品安全 GAP」としたための矛盾

一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
理事長 田上隆一

### 1. 「人と環境に優しい」GAP 規準

「EUREP 議定書」（Euro-Retailer Produce Working Group が作った農場認証のためのプロトコル）の要求事項の内容を良く見てみると、「化学農薬の選択に当たっては、目的とする害虫、雑草、病害に効果があり、家畜や野生動植物、有益な微生物、水棲生物、農作

業者、消費者への影響が少なく、オゾン層を破壊しない農薬を選択すべきである」と言っています。つまり、直接的・間接的に環境汚染の少ない農薬を選択し、その農薬を適切に使用することを求めているのです。欧州では、消費者への影響についても、農薬を使用する結果として農産物を汚染しないことに勿論触れてはいますが、それは農作業への影響や環境の動植物への配慮と同レベルであり、人と地球環境の全般に亘って農薬汚染を防止しなければならないという「GAP 規範」の主旨に基づく考え方になっています。

しかし、日本では、一般に GAP 規準（農場認証のためのチェックリスト）においてさえ、「農薬は、食品安全のために適切な管理をしなければならない」と食品安全が強調されており、欧州の考え方とかなりの隔たりがあります。

GAP 規準には、一般に農薬保管の管理ポイントとして「農薬の環境への流出防止対策」の項目があり、農薬の流出防止のための禁止項目や二次被害を防止するための対策項目などがあります。日本では、これらのチェックリストを見て「食品安全のためには当然必要」と解釈し、その対応策をとることが多いのですが、実際に GLOBALGAP の農場審査を受けてみて分かることは、「流出した農薬が農作業者に危害を及ぼし、農場の外部に流出して河川や湖沼を汚染し、土壌中に浸透して地下水を汚染してはいけませんので、これらを防止する措置を幾重にも実施することを求めている」ということです。「農薬がこぼれる様な状態で保管してはいけません」、「万一こぼれても汚染の範囲を小さくしなさい」、そのために「こぼれた農薬をいち早く回収できる道具を準備しておきなさい」、「回収した農薬や回収に使用した道具は、安全にかつ適法に処理しなさい」などという「人と環境に優しい農業」のための遵守基準が規定されているのです。



## 2. GAP 規準の妥当性は GAP 規範にある

「食品安全 GAP」というイメージで、環境や人に対する安全対策を GAP の二次的な課題と考える日本の GAP 概念では、上記のような農薬保管管理の対応に関しても、環境保全が疎かになる傾向にあります。つまり、GAP 規準の目的が「食品安全」が最重点になっているために、それに従う現場の対応も、また GAP を指導する側の評価内容においても、「GAP 規範」で示した本来の意味を軽視または無視することになってしまうのです。

実際に、日本では「食品安全」には慎重ですが、農薬の取扱いにおいて「環境保全」の認識が薄い農業者や指導者を多く見かけます。例えば、作業中に誤って漏れ出した農薬を水で洗い流して下水に捨ててしまうとか、余った農薬の希釈液や農薬散布機を洗浄した水を結果的に排水路に流してしまう人がいます。また、水稻の育苗箱に施用した殺菌剤を施設内の側溝に流しているために、結果的に農薬が農業用水路に入ってしまうというような重大な誤りを犯している様々な事例があります。

そのような人々でも、異口同音に「GAP に取り組んでいるので、食品安全には大いに気をつけている」というのです。環境保全が目的の GAP を「食品安全 GAP」としたための農業現場の誤解であり、「GAP 規範」と矛盾する結果になってしまうということです。

本来、農場管理のチェックリストとして表現された GAP 規準は、そもそも「GAP 規範」に従っているものです。ところが、農業生産者が「GAP 規範」を正しく理解せずに、その意味を取り違えていたとすれば、例えチェックリストで確認したところで、Good Practice（適正管理）ではなく、Bad Practice（不適切な行為）、つまり GAP の不適合になってしまう場合があるのです。

そもそも日本で使われている GAP 認証制度や、生産現場で実際に使われているチェックリストは、どの「GAP 規範」に従っているのでしょうか。2002 年頃から日本国内で次々と GAP 規準が作られてきましたが、その多くは EUREPGAP または GLOBALGAP の農場評価規準をモデルに作られているようです。そうすると、日本のそれぞれの GAP 規準も、GLOBALGAP と同じく、欧州の「GAP 規範」に準拠しているということになります。

本当にそれで良いのでしょうか。実際に GLOBALGAP の農場評価規準にならっているとすれば、人と環境への汚染を無くすための欧州の「GAP 規範」を理解しなければならないということになります。しかし、欧州の「GAP 規範」を理解したとしても、農業や環境が大きく違う日本では、この点においても大きな矛盾が発生することになります。

### 3. 肥料の管理も食品安全のためになってしまう日本の GAP 規準

GLOBALGAP 農場評価規準の肥料に関する要求事項を見てみましょう。肥料に関する要件では、「作物・土壌保全計画は、肥料成分の流出を最小化する」、そのために「作物が必要とする肥料成分と量を考慮し、定期的に土壌や作物、培養溶液の成分査定を行う」、「有機・無機肥料の区分にかかわらず、肥料の適用は作物に必要な分のみを投与する」ことを要求しています。窒素やリンなどの肥料により環境を汚染しないようにするために、どのような農業を行うべきかが問われているのです。



欧州では、肥料による環境汚染を確実に防ぐために、「肥料の使用は、国家資格を持つ人の助言を受ける」ことを条件にし、「農地の位置、使用日付、肥料の種類と品質、適用方法、施用者名を記録する」ことを義務付けています。肥料の使用に関して具体的に、「窒素肥料を与える際には、国内外の投与の限界基準量を超えないこと」、「窒素の量は、窒素管理計画によって算出すること」が求めています。また、「肥料の散布機械は、毎年重量精度検査を行うこと」を求めています。正に環境保全のために、『EU の法令と「GAP 規範」に従わなければならない』と規定しているのです。

このような EU 農業独特の管理項目についても、EU の農場評価規準を額面通りに規定している商用の JGAP 認証規準では、その説明に窮しています。食品安全のために農薬散布機の検査をするというのなら理解ができないわけではありませんが、肥料散布機でなぜ検査が必要なのかと考えてしまいます。説明に窮した GAP 指導者は、模範となっている EU の「GAP 規範」についての理解がないためか、本来の GAP 規範の意味をねじ曲げて、「世界標準だから仕方がない」と決め付け、「機械がちゃんと稼動するように点検していれば良いです。ただし、ちゃんと記録を残して下さい」などと誤った指導をしてしまうことになりかねないのです。

# イギリスのレッドトラクター表示制度について

(その4)



一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
理事 山田正美

この連載のこれまでの記事の中で、イギリスにおけるレッドトラクター・ロゴマークの認証は2000年に食肉、牛乳、果物、野菜などのような一次農産物でいち早くスタートし、2006年には、このロゴマークが「ソーセージの中のひき肉」のように一種類以上の原料からなる加工食品にも適用できるよう対象が拡大されてきたことを紹介してきました。また、部門による違いはありますが、イギリスの農民の70~95%が参加しているという非常に影響力の大きな制度でもあることをご紹介しました。

今回は、このような認証制度を運用しているAFS (Assured Food Standards : 食品基準認証組織) の運営体制について紹介します。

AFSの設立のいきさつは、このシリーズの第1回目 (GAP 普及ニュース第21号) で紹介したように、農業者が「環境保護やアニマルウェルフェアといった適正農業管理 (GAP) を遵守して生産した農産物」を、統一したマークで表示することを目的に、農民の組織であるNFU (National Farmers' Union: 全国農民連合) が設立したものです。

レッドトラクターのロゴマークは、農場からスーパーの棚に並ぶまでの全ての過程を保証するシステムであるため、運営には農産物を生産する農民の組織であるNFUはもちろん、フードチェーンに関係する全ての部門が関係してきます。具体的にはNFU (イングランドとウェールズ)、アルスター農民連合、農業及び園芸開発委員会、デイリーUK、英国小売業組合などのような組織が参加しています。

これらの組織は、役員会に自分達の関心事や専門知識を持ちより、AFSの運営に関わっています。しかし、レッドトラクター制度が消費者の利益のために運用されることを保証するために、特定の組織あるいはその組織系列からの不当な要求を受けないよう、AFSは独立した非営利組織として設立されています。

AFSの役員会は、独立した議長と主要農産物部門およびその他の主要なフードサプライチェーンを代表する委員会によって運用され、委員会には著名な学者、消費者および獣医学、アニマルウェルフェア、商取引基準、環境などのそれぞれの部門を代表する専門家が含まれています。

以下にAFSの運営の要となっている役員会の主要なスタッフとその経歴などについて紹介します。



BBC Good Food Show 2010 でレッドトラクターをPRするNFU会長 (Peter Kendall氏)

表 AFS 役員会の主要なスタッフ一覧

(2011年12月現在)

役職	氏名	経歴等	
議長	David Gregory	大手高級スーパーで食品製造や消費者関係戦略立案の業務経験がある。国立食品研究所の所長、英国栄養財団の理事長、チルド食品会社の非常勤取締役など、主要産業の役職を勤める。	
副議長	Meurig Raymond	兄弟で農業を営み、農地約1000ha、乳牛、肉牛、羊をそれぞれ600、600、2500頭飼育している。NFUの元副代表である。	
部門統括者	養豚	Philip Richardson	約30年間の養豚経験がある。養豚業発展に貢献しデイビッドブラック賞を受賞している。
	牛肉とラム	John Thorley OBE	全国羊協会や全国畜牛育種家協会に属し、多大な貢献をしている。これらの貢献で大英帝国勲位を授与されている。
	生鮮食品	Prf. Mark Tatchell	国際園芸研究所と国立ロザムステッド研究所に勤務していた。大学生物化学部の名誉教授でもある。
	家禽	Ted Wright	七面鳥産業にも従事した経験があり、国際派。英国家禽会議の前議長である。
	穀類と野菜	Matthew Read	王立農業大学卒。約1300haの農場で小麦、春大麦、油糧ナタネ・アマ等を栽培している。
食品流通	農場経営	Richard Davis	秋播き小麦やトウモロコシ等を125haで栽培している。また、120頭のホルスタインと70頭の肥育牛を飼育している。
	食肉加工	Stuart Robert	2007年の口蹄疫の蔓延時、英国食肉加工協会を管理していた。現在アングロ食肉加工勤務
	家禽加工	Philip Wilkinson OBE	大規模乳製品メーカーの営業部長の経験がある。酪農産業への貢献により大英帝国勲章を授与されている。
	課税団体	John Cross	畜産と耕作の複合経営の5代目農家。NFUの牛肉とラム推進会議の元議長である。EBLEX委員会の議長でもある。
その他	消費部門	Diane McCrea	英国、欧州の消費者団体の代表として食品や消費者行政のコンサルを行なっている。
	農業環境	Les Firbank	農業と環境の関係を研究している生態学者。長年、農業環境政策にも関わってきた。
	取締り組織	Malcom Taylor	多くの地方の規制部局の代表として役員会に参加している。食品や農業部門の規制などに36年の経験がある。
	アニマルウェルフェア	Malcolm Taylor	34年間の獣医の経験がある。王立獣医大学の学長。英国獣医協会の理事長でもある。大英帝国勲章を受賞している。

ここに示した主要スタッフには、農場経営の経験のある者や、現在農業経営に携わっている人、その分野の著名な専門家により構成されていることから、現場などをよく知っている人達による意見交換や意思決定がなされていることがうかがえます。

以下次号に続く

#### (主な参考資料)

- ・ レッドトラクターホームページ(<http://www.redtractor.org.uk/>)、2011年12月取得
- ・ You Tube, “NFU and partners at the BBC Good Food Show 2010,” 2011年10月取得 (<http://www.youtube.com/watch?v=lOkCZ0NyUhs>)

## 『日本適正農業規範』(日本GAP規範)の簡単な紹介(第7回)

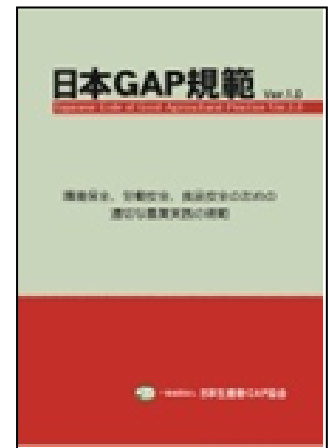
山田正美 (GAP規範委員会)

[注: 文中( )内の参照番号は『日本GAP規範 Ver. 1.0』の項目番号です]

今回は、第6章の「家畜・家禽の飼養管理と環境対策」について紹介します。

### 第6章1節 はじめに

第6章は畜産の問題を取り扱います。畜産での大きな問題として、家畜糞尿の適切な処理や汚水や悪臭についての対策があります(6101)。また、家畜の飼養に関してはアニマルウェルフェアへの対応が必要になってきています(6102)。



### 第6章2節 家畜の飼養管理

家畜の優れた能力を発揮させるには、健康で良好な環境が維持されることが必要になります(6201)。これまで効率的な飼養管理のために、家畜のストレスに対する配慮を欠いた飼育も見られます。このため、良質な飼料や十分な水の給与、快適な飼育環境等により、家畜がストレスなく健康で過ごせることが重要です。このことは、安全な農産物の生産や家畜の持っている能力を最大限に発揮することにもつながります(6201-6205)。また、必要な乳牛の除角や、肉牛や豚の去勢、採卵鶏でのピークトリミング等は過剰なストレスを与えることのないよう適切な発育段階で実施することも大切です(6208)。

### 第6章3節 家畜の放牧とその管理

家畜の生産方式に放牧を取り入れる場合は、放牧によって環境破壊や環境汚染、家畜の怪我や病気などが生じないように充分配慮する必要があります(6301)。具体的には適正な放牧頭数の目安(6302)を守り、過放牧による草地の衰退や裸地化による土壌の流出を「放牧畜産基準」などを参考に対処して下さい(6303)。放牧期間の設定には草地の生産性や環境への負荷などを考慮して下さい(6304)。牛以外の豚や鶏の野外飼育においても、環境に与える影響ができるだけ少なくなるような場所と施設を選定して下さい(6304)。ま



た、野鳥による鳥インフルエンザ、イノシシやタヌキなどによるサルモネラなどの感染対策も必要です（6306）。

#### 第6章4節 衛生・安全管理

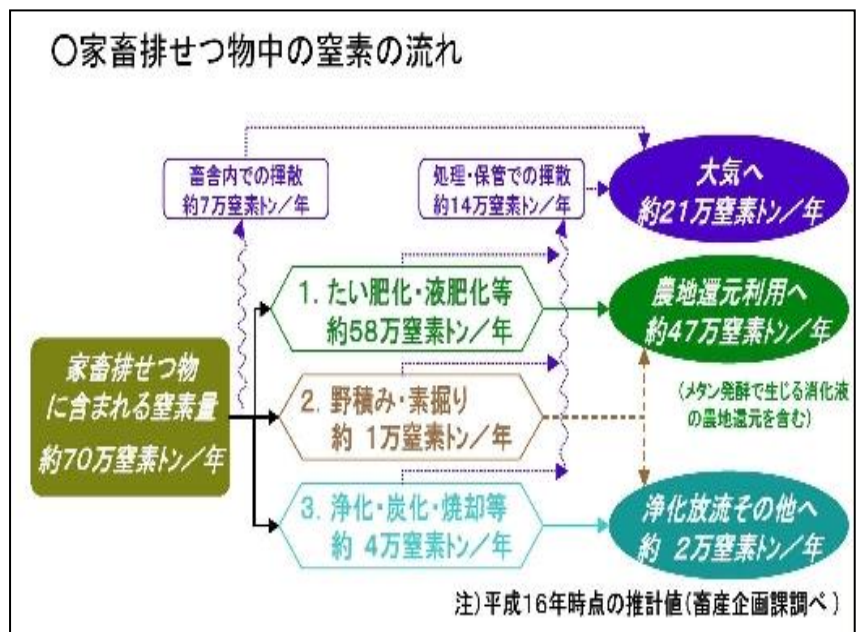
口蹄疫や鳥インフルエンザといった家畜伝染病の侵入や蔓延を防止するため、日頃から飼養環境を適切に保つ必要があります、そのための対策をとる必要があります（6401、6402）。これらの予防手段として、ワクチンなどの動物性医薬品がありますが、使用や保管は適切に行なって下さい（6404）。飼養者は、法定伝染病の患畜を発見したときには知事への届出が義務付けられています（6403）。また、万一有害な牛肉が流通した場合に生産農場まで遡及できる牛トレーサビリティ制度がありますが、牛以外の家畜についても記録を残すことが推奨されます（6405）。使用した飼料の記録については、畜種によって保存年限が異なりますので注意して下さい（6406）。

#### 第6章5節 家畜排泄物の管理の適正化と環境対策

畜産経営における家畜排泄物の適切な管理は、有機物資源の循環を図り、環境への窒素

負荷を極力少なくする上で重要な位置を占めています。一定規模以上の畜産農家に対しては、「家畜排泄物法」が適用されます（6501、6502）。家畜を飼っている全ての農家は、家畜糞尿管理計画を作成し、家畜糞尿が環境を汚染することなく、堆肥・液肥等として適切に利用されるようにする必要があります（6503、6504）。糞尿の取扱いに関しては、草地の肥沃度を考慮した適量の施用（6505、6506）、

地下浸透による地下水汚染防止のための不浸透性材料での堆肥舎や貯留槽の構築（6507）、発生量や処理方法の記録保存（6508）、堆肥として販売する場合における大臣登録（6506）、耕種農家から求められる良質な堆肥の生産（6510）などが必要です。



#### 第6章6節 汚水処理と悪臭対策

畜産事業者から排出される汚水は、「水質汚濁防止法」により基準値が決められており、これを遵守する必要があります（6601）。また、都道府県独自の公害防止条例により、さらに厳しい基準が設定されていることがありますので注意が必要です。排水規制を遵守するには、汚水処理施設の効率的な運用（6603）、施設から出る汚水が直接排水溝などに入らないようにすること（6604）や飲水器からの漏水（6605）、雨水と汚水の混合（6606）

などに気を付けて下さい。

悪臭は、一般住民との混住化が進行する中で主要な苦情の原因となっています(6608)。臭気の抑制は、畜舎内での糞尿分離、舎外への速やかな搬出に努め、乾燥状態の保持(6609)、敷き料の更新(6610)なども有効です。圃場にスラリーを散布したような場合には、悪臭の揮散を防ぐために、できるだけ速やかに土壤中に鋤き込む必要があります(6601)。

以下次号に続く

## 2012 春期 GAP 実践セミナー開催案内

テーマ：『日本 GAP 規範農場評価制度』と『GAP 指導者養成』

開催期日：2012年2月23(木)～24(金)

開催場所：茨城県つくば市竹園 2-20-5 文部科学省研究交流センター

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC (エージック)

参加受付：大会事務局 株式会社 AGIC 内

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203

E-mail：[mj@fagap.or.jp](mailto:mj@fagap.or.jp) TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/> (一般社団法人日本生産者 GAP 協会 HP)

定員：80名

受講料金：15,000円(当協会会員10,000円)

### セミナー開催の趣旨

現代の農業は、化学肥料や化学農薬の登場により生産性が飛躍的に向上しましたが、同時に、土壌や水質などの汚染、自然生態系・農業生態系への悪い影響が現れてきました。それらの問題を改善するために、GAP (Good Agricultural Practice、適正農業管理)、つまり「良い農業の実践」が提案されました。GAPは、環境・資源の保全により農業の持続性を確立し、農家の作業の安全や消費者の食の安全を確保するための、いわば現代農業へのアンチテーゼなのです。

「良い農業の実践」の道標として2011年5月に「日本 GAP 規範 ver.1.0」が刊行され、栃木県や富山県、長野県などでも県版の「GAP 規範」が作成されています。生産農家は、これらの「GAP 規範」を必携の書として自らの生産計画を見直し、課題の改善に努めることが必要です。また、普及指導員や営農指導員は、農家の GAP 実践へのきっかけを作り、農家の GAP を具体的に支援する必要があります。

農業関係者が農家の GAP を支援するためには、GAP 規範の理解と農場評価の判断力が必要です。農家の農業実践が GAP であるためには、先ず第1に「環境・人・食品」に関する十分な「リスク認識」を持って農場における問題点を把握することが必要です。このようなリスク認識を支援することが GAP 指導者の大きな役割の一つであり、農家自身よりも客観的な判断ができるからです。

農場の、①どこが問題なのか、②なぜ問題なのか、「GAP 規範」に基づいて問題の根拠を明らかにし、③「どうすれば良いのか」を指導・示唆することで、農家は問題点の改善

が容易になります。

そのために本実践セミナーでは、「日本 GAP 規範に基づく農場評価制度」を学び、実際に評価作業を行うことで GAP 指導者の農場評価能力を高めることを目標としています。

### GAP 実践セミナー「GAP 指導者養成講座」のプログラム

1 日目 (2月23日) 13:00-17:30	2 日目 (2月24日) 9:00-16:30
1 GAP 概論 (講義 1) ・ GAP (適正農業管理) とは何か ・ GAP 規範と GAP 規準について	5 模擬農場評価 (演習 2) ・ 農場評価のロールプレイング ・ 評価結果の目合せ
2 GAP 実践 (講義 2) ・ リスク認識とリスク評価 ・ 組織で取り組む GAP 実践	6 農場評価に基づく報告書作成 (演習 3) ・ グループ討議による報告書の作成 ・ 報告書の結果発表と結果の目合せ
3 農場のリスク評価 (演習 1) ・ どこが問題なのか ・ なぜ問題なのか ・ 指導者の目揃え	7 組織評価 (演習 4) ・ 生産組織の事務局管理を監査する ・ 問題点の改善ポイントについて
4 農場評価・監査の概論 (講義 3) ・ GAP 評価員の役割と心得 ・ 農場評価規準の理解 ・ 評価規準の読合せ	8 研修のまとめ ・ レポート作成と発表 ・ 総合討論とまとめ

#### 農場評価のポイント

- 1 「農場評価」では、評価員が評価対象の農家・農場や生産組織に赴いて、農場や組織の管理者、農業現場の生産者に質問しながら、農場の運営状況や組織の管理実態を確認し、「日本 GAP 規範」の遵守レベルを評価・判定します。
- 2 農場評価は、農家認証の合格や不合格を決めるために行うものではありません。評価作業としての「農場検査」では、管理の問題点（不備・欠陥、抜け）や具体的な「リスク」をさがします。評価の結果は、農家・農場の改善のためのものです。
- 3 農家・農場と生産組織の「監査」の意味は「実態を見る」ことですが、実際には「実態を聞くこと」が大切であり、農家や生産組織の具体的な行動や動作を確認するためには、評価員の質問の仕方や農家・農場管理者からの回答の聞き取りが重要です。
- 4 農場（組織）評価規準（チェックリスト）は、評価員が農場検査と組織監査の過程で発見した問題点を整理するための項目のことです。評価の作業において使用する質問項目ではありません。同じチェックリストを使うから検査の質が一定になるのではなく、評価員の力量によって評価の内容が決まります。
- 5 評価員は多少とも個性が出ますから、同じ現場・事象でも指摘の角度、視点が人によって異なります。しかし、評価員は、農場・組織における改善の必要な問題点を見逃してはいけません。

## 正しいフレームワークで GAP の推進を

(株)AGIC GAP 普及部長 田上隆多

「できることから始めるのではなく、すべきことから始めて下さい。」

私は、ある JA の GAP 推進会議でこう発言しました。すると、JA の担当者は、何度もこの言葉を復唱し、自問していました。その担当者は、「GAP は、できることから始めれば良い。そして、徐々にステップアップしていけば良い。そう思っていた」と言いました。営農指導員や普及指導員の方の多くは彼と同じように「できることから始めれば良い」と考えており、生産者に対しても「できることから始めましょう」と指導しているようです。

何かを達成しようとしたり、課題を解決しようとしたりするとき、もちろん幾つかの段階を経て進めていくものです。しかし、「できることから」という視点は、GAP 推進において大きな落とし穴になるかもしれません。「できることから」と言う場合、「できること」と「できないこと」に分けて考えています。人は、何かを選択し判断をしようとする場合、持っている情報を何らかの枠組み（フレームワーク）に当てはめて判断するそうです。ここでは、「できる」と「できない」との二択になっていますが、その時点で重大な過ちを犯しています。そもそも、適正農業に向けて課題を解決しようとしている時に、判断すべきは、「どの課題が最も重大なのか」、「どの課題から取り組まなければならないのか」の優先度であって、「できるか」「できないか」の「取捨選択」ではありません。したがって、「できる」「できない」のフレームワークは、採用すべき考え方ではありません。

例えば、「優先度が高く、難易度が高い」課題を A、「優先度が低く、難易度が低い」課題を B とします。右図は、縦軸を優先度、横軸を難易度とした分布図です。この図に当てはめると、課題 A は図中の③、課題 B は図中の②に位置付けられます。しかし、「できる」「できない」のフレームワークに当てはめると、人は無意識に B を「できる」に、A を「できない」に分けようとしてしまいます。そもそも A、B それぞれが「できる」のか「できない」のかは様々な仮説と検証を繰り返したり、やってみたりしなければ分からないことです。しかし、人は課題を前にして「難しい」→「できない」→「やらない」と、なるべく自分への負荷を減らすようになってしまいます。

では、「すべき」「すべきでない」というフレームワークの場合はどうでしょうか。これも前に述べたことと同様に二択のフレームワークです。しかし、そもそ

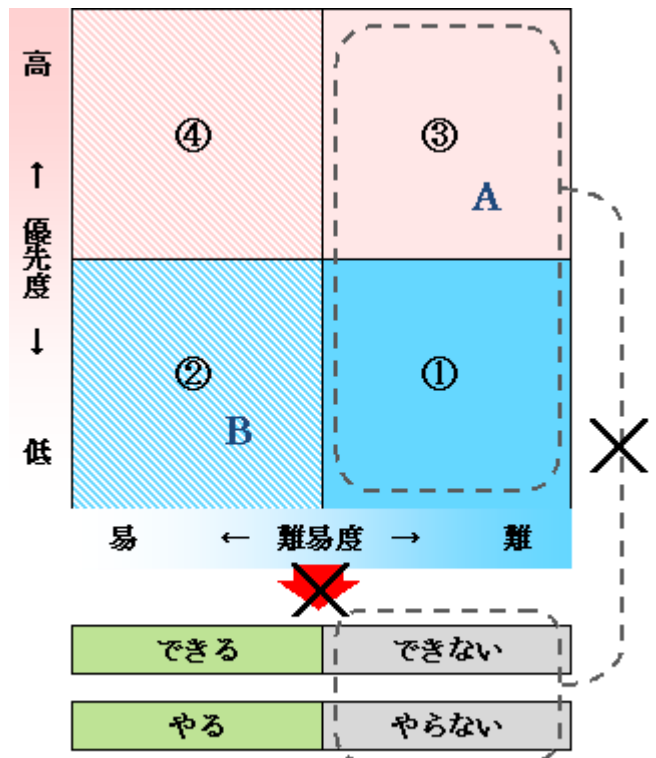


図 判断のフレームワーク

も前提条件として解決しなければならない課題群を前にしているわけですから、そもそも全て「すべき」ことなのです。そこにさらに、「すべき」「すべきでない」というフレームワークを採用した場合、人の認識の中で「他方より優先してすべきか否か」に変わります。まさに、今目的としている「優先度」の選択・判断に他なりません。

GAP（適正農業管理）の推進は、不適切な部分を改善することですから、課題として明確になったことは全て「すべきこと」になります。この時に重要なことは、正しい優先順位を付けられるかということです。正しい優先順位を付けるためには、前述の通り、適正なフレームワークで選択の判断をすることです。

例えば、(ア) ハウス加温用の重油タンクがハウス脇にあり、条例で定められた防油堤を設置していない（河川への流出の可能性大、また既に条例違反をしている）ということと、(イ) 農薬の空容器を廃棄するまでの間、袋などに入れずに農舎の隅に置いている（万一、空容器由来で人やペットなどが汚染する可能性）こととでは、どちらの方がリスクが大きいですでしょうか。当然、(ア) > (イ) です。しかし、容易さでは (ア) < (イ) となります。これを「できる」「できない」フレームワークに当てはめると、(ア) は「難しい」→「できない」→「やらなくてもよい」、(イ) は「易しい」→「できる」→「やるべき」と歪曲して整理されてしまいます。

また、改善の優先順位を選択・判断するためには、各課題がもつリスク（危害の大きさ×危害が発生する確率）の大きさを適正に評価しなければなりません。そのため、弊社が行う「GAP 指導者養成講座」では、正しいリスク評価ができるようにするためのトレーニングに研修の大半の時間を割いています。

GAP 推進、すなわち、不適正な行為や状態を改善するには、次のような流れで取り組んでいきます。

1. 農場におけるリスクを正しく評価する。
2. 評価結果に基づいて、優先順位を判断する。
3. 各課題の改善・解決方法を検討する。
4. 改善・解決に取り組む。



リスク評価では、農業のあるべき姿＝“GAP 規範”に準じているかどうか判断するための規準＝“GAP 規準”と照らし合わせて行います。

優先順位の判断の時点では、既述のように正しいフレームワークで判断することです。この段階で「できる」「できない」を用いないことです。

課題に取り組む時点では、効果と費用を検討し、現実的な方法に落とし込んでいくこととなります。幾つかの方法を検討する中で、「現実的ではない」≡「できない」方法もでてくることでしょう。しかし、他に現実的な方法の中で効果がより高いものを選択していけば良いのです。大切なことは、すぐに「できない」と言わないことです。当たり前のようですが、人はつい「できない」に逃げてしまう習性があるようです。GAP 推進にあたっては、判断や選択のフレームワークを意識して、正しい判断・選択により GAP の推進に向かっていきたいものです。

## 《委員会報告》

12月3日に二宮正士教育委員会委員長のリードのもと、教育委員会の検討会が持たれ、「GAP 教育用テキスト」の編纂のため、その内容項目についての検討が行われました。

また同時に、各項目の執筆分担と編集スケジュールなどが設定されました。来年度の初めには GAP 教育用テキストを完成させる予定です。 (事務局)

## 《ニュース》

### 食品の放射性物質の新たな基準と今後の課題

12月20日、「厚生労働省は、食品に含まれる放射性物質の新たな基準値について、一般食品は現在の暫定基準値の5分の1に当たる1kg当たり100ベクレル、乳児用の食品と牛乳は50ベクレルなどとする方針を固めた」という報道がありました。

厚生労働省は、食品に含まれる放射性物質の基準について、原発事故から一定の期間が経過し、食品から検出される放射性物質の量が少なくなっていることなどから、これまでの「暫定基準値」から新たな基準値を設定するための検討を進めていました。その結果、被ばく量の限度の目安を現在の5分の1の年間1ミリシーベルト（国際放射線防護委員会（ICRP）が2007年に勧告した一般の人が平常時に受ける放射線量の限度）に引き下げた上で、「一般食品」の放射性セシウムの基準値は、暫定基準値の5分の1に当たる1kg当たり100ベクレル、成人より放射線の影響を受けやすいとされる子供向けの食品である「乳児用食品」と「牛乳」は50ベクレル、摂取量の多い「飲料水」は10ベクレルとするという方針を固めました。

## 《ニュースの解説》

ここで、農産物・食品についての幾つかの問題点を指摘し、今後更にこの問題を検討し、適切な対応のための公式な「Q and A」が必要になることを指摘しておきます。

厚生労働省は、一部の食品については「混乱が起こらないよう一定期間の経過措置を設けることを検討している」ということで、「この案の答申を受けた上で、4月からこの新たな基準を適用したい」としていますが、今回この基準案が示されたことによって、実質的には直ちにこれが適応されるようになることは容易に想像されます。

この基準が示される以前に、明治乳業の粉ミルクが国の暫定基準以下の31ベクレル（Bq/kg）で全量自主回収の措置がとられました。これ以外にも玄米などでは同様のケースが多く出ており、民間で独自に放射能検査が行われ、得られたデータがネット上で情報交換されることにより、実質的な風評被害が拡大していくことが考えられます。これは、これまでの政府・行政の対応が不十分であり、公的な機関によるきめ細かな放射能測定が行われず、公表も丸めた数値で行われる等の問題があり、消費者に信頼されていないことによると考えられます。そもそも、今回の新しい基準値も、政府は「消費者のご意見を伺い、疫学的なデータを参考に決めさせて頂いた」と言っており、「科学的なデータの裏付け

で決めた」とは言っていない。

私達は毎日自然の放射線をたくさん浴びています。全世界の平均（1988年10月推定値）では年間2.4ミリシーベルト（mSv/y）と多いのですが、日本の値は約半分の1.4 mSv/yとなっています。世界の平均値の主な放射線源は、空気中のラドンなどの吸入が最も多く1.3 mSv/y、大地の放射線が0.40 mSv/y、宇宙線から0.35 mSv/y、食べ物から0.35 mSv/yとなっています。日本はラドンによる被ばく量が少ないので、自然からの放射線は0.99 mSv/yと比較的少ないのですが、日本の中でも北陸・四国などは1.15 mSv/y程度と高くなっています。ちなみに、免疫力を高め、癌に効くと言われている秋田県の玉川温泉の空間線量は凡そ2.4mSv/y、鳥取県の三朝温泉では凡そ2.0mSv/yと言われており、胃の集団健診では0.60 mSv/y程度といわれます。それに食品による被ばく量と、医療用のX線や飛行機に乗る時の宇宙線による被ばく量などが加わります。

食品の0.35 mSv/yでは、放射性カリウム（K40）による放射線量が最も高く、0.2mSv/y程度と言われていています。食材では、カリウムを多く含む昆布やワカメのような海藻類や芋類などの影響が大きいと言われており、乾燥昆布では2,000Bq/kg程もありますが、水戻しすれば200～300Bq/kg程度になりますし、カリウムは人体にとって必要なミネラルであり、海藻は日本人の健康維持にとって不可欠な食材で、たくさん食べても問題はありませぬ。しかし、このような放射性カリウムのことについてはあまり説明されず、セシウムばかりが問題にされています。セシウムはカリウムと性質が良く似て水溶性で、数ヶ月で体内から出て行くことが知られており、微量であればあまり心配する必要はありません。

ところが、最も単純なことですが、「食品を乾燥すると放射性物質の濃度が上がり、水やお湯で戻すと下がる」ということがほとんど考慮されていません。お茶の葉、乾燥しいたけ、お米などの穀類などは、原料の加工段階のものと、実際に食べる段階のものが同じ基準値であり、生椎茸と椎茸茶のように、食べる量の大きく違うものが同じ基準値というのは、全く科学的とは言えません。

昨年5月に神奈川県足柄で、生葉から放射性セシウムが基準値以上に検出され問題になりました。お茶の生葉の規制値は、野菜類と同じく500Bq/kgですが、その後政府は、生葉を乾燥した荒茶も500 Bq/kgで規制することに決めましたが、「乾燥したお茶の葉をそのまま食べる人がいるので、消費者の意見を尊重し・・・」というのがその理由でした。お茶の葉は、お湯を入れて飲めば無視できるほど低い値になるのですが、そのまま同じ規制値が適応になりました。



野生のキノコが高い値を示すことが判り、椎茸を調べたら高いものが見つかり、当然ながら野外で栽培した椎茸を乾燥させたものから高い放射能のものが見つかりました。これも、椎茸茶やキノコスープのように、乾燥状態で製品にするものですが、これとて実際にはお湯を加えて食べるものです。

玄米も福島県で規制値の500ベクレルを越えるものがみつき、それ以下のものでも出荷がストップされる事例が出てきました。放射性セシウムで汚染された玄米を精白すると、

放射能の低い白米と高いヌカになるはずですが、同じ加工でも乾燥とは違い、加工すると低くなるものはどうなるのでしょうか。同じ理屈でいえば、この白米が 500 ベクレル以下であれば良いこととなります。これをさらにブレンド加工した白米ではどうなるのでしょうか、どう対応すればよいのでしょうか。また、精白によって発生した放射能の高いヌカは、どのように処理したらよいのでしょうか。これらの疑問に対する明快な「Q and A」が必要になります。

育児用の粉乳にセシウムが検出されたということで回収騒ぎになりましたが、新しい規制値の「50 Bq/kg 以下」に照らしても問題のない 31Bq/kg です。



放射能検査をクリアーした水田の刈取り風景

公式には空気からの汚染ということで説明

されていますが、乾燥する前の牛乳に汚染があっても数 Bq/kg 以下のごく微量です。これは、今の測定法では検出限界以下になります。それなのに、これを問題にする消費者とこれを取り上げるマスコミの意図が理解できません。

そして、現在の 500Bq/kg という放射性セシウムの暫定規制値が4月以降 100Bq/kg に引き下げられる予定です。こうした場合、乾燥食品の原料の放射線量が検出限界以下になるということと、微量な放射性物質の測定に膨大な検査費用がかかります。公式な数値を求めることになれば、これに膨大な税金が投入され、実質的に問題のない膨大な食品廃棄物が出る恐れがあります。この廃棄物を焼却すれば、更に濃度の高い放射能の焼却灰が多量に出ることにもなります。そして、これらの廃棄物は、どこにどういう形で保管すれば良いのでしょうか。

食品に含まれる「放射性カリウムは天然だから良い、放射性セシウムは人工だからダメ」という区別はつけられないはずですが。放射能には変わりがありません。カリウムは海藻に多く含まれ、海藻は体に良いとされてたくさん消費されていますが、乾燥した昆布（約 2,000Bq）・若布（約 700Bq）等が規制値の 100 Bq/kg を越えたら廃棄するのでしょうか。こんなに差があっても、放射性カリウムは良いのでしょうか。放射性セシウムは、こんなに少なくとも、何故悪いのでしょうか。良く考えて判断しなければなりません。

健康維持のためにX線による検診で放射線を浴びます。飛行機に乗って海外に行くと、宇宙線という放射線を浴びます。ラドン温泉やラジウム温泉に行くと放射線に当たれば、免疫力が高まり、がんが治るとして人気にもなりました。なのに、何故このような低レベルのセシウムの放射能に大金（その多くは税金）を払って全量検査し、大量に食品を廃棄しなければならないのか、大いにバランスを欠いていると言わざるを得ません。

原発事故により放出された大量の放射性物質と、これから長い間付き合い合っていかなければなりません。必要以上に消費者の不安をあおり、生産者に過度の負担をかけ、大幅に社会コストを上げることにならないよう、政府・行政の適切な判断を期待します。

(調査委員会)



## 《用語解説》 フリードマン著「フラット化する世界」より

日本経済新聞社（2006年5月日本語版初版・上下）

増補版・上下（2008年1月）、普及版・上中下（2010年7月）

【巻頭言】に「フラット化」という言葉を用いましたが、そもそも「フラット化」という言葉は、どういう意味なのでしょう。それは、2000年以降、個人や小集団がIT技術によって新しい力を獲得し、かつて共産圏に属していた東側の諸国やアジアの発展途上国の国民もソーシャルネットワークなどによって世界をボーダレスのフラットなものに変えつつある状況を言っています。世界を「フラット化」する要因として、様々な政治的事件や技術のイノベーション、新しい企業活動などのキーワードが挙げられています。

それらは、①ベルリンの壁の崩壊、②インターネットの普及、③パソコンの新しいソフトウェアの普及、④コミュニティの力を利用するアップローディング、⑤2000年問題で目覚めたインドによるアウトソーシング事業、⑥中国のWTO加盟とオフショアリング、⑦ウォルマートを強くしたサプライチェーン、⑧巨大運送会社UPS（United Parcel Service）のインソーシング、⑨「知りたいことはグーグルに聞け」というインフォーミング、⑩新テクノロジーがさらに加速するステロイドなどです。

そこで、この本で取り上げられたキーワードを簡単に説明しておきます。

**アップローディング**とは、個人やコミュニティが、営利企業や旧来のヒエラルキーから受身的にデータをダウンロードするのではなく、コンテンツについて共同作業をしながら、自分達の成果をアップロードして、それをしばしば無料で広めるという新しい方法です。ウィキペディアなどがこの方法を用いて作られています。

**アウトソーシング**とは、社内業務の一部を切り取って他社に委託し、その結果を社内の全体的な業務に組み込むものです。かつて日本でも、2000年以降、リストラクチャリングの一環として流行りました。

**オフショアリング**は、工場の作業全体をそっくりそのまま海外に移転するものです。オフショアリングが一旦始めると、他の企業も低コスト・プラットフォームのオフショアリングを利用しないと、国内で太刀打ちできないようになる懸念がでてきます。日本でも、これにより産業の空洞化が進みました。

**サプライチェーン**とは、ある製品の原材料から製品が生産され、最終的に消費者に届くまでのプロセスをいいます。世界最大のスーパーマーケットのウォルマートは、コストを下げるために、仕入先と販売情報を共有し、双方が平等な立場で価値を生み出す努力をする体制を作り上げています。日本の低価格路線の小売りチェーンでは、独自のサプライチェーンを構築しています。

**インソーシング**とは、グローバルにビジネスを展開している企業でも、複雑でグローバルなサプライチェーンを管理する資力も方法も判らない場合、第三者にロジスティックの管理をしてもらうのをいいます。

**インフォーミング**とは、グーグルが、フラットな世界に「検索」という共同作業をもたらした手法を言います。インフォーミングは、上記のアップローディング、アウトソーシング、インソーシング、サプライチェーン、オフショアリングなどの個人版といえます。

**ステロイド**とは、アウトソーシング、オフショアリング、アップローディング、サプライチェーン、インソーシング、インフォーミングなど全ての形をとり、その全てを「デジタル、モバイル、バーチャル、パーソナル」なやり方で行うことを可能にしたテクノロジーのことを言います。

（調査委員会）

## 《FGAP 協会利用会員からの質問》

**【質問】** 農家にチェックリストを渡して農家自身の「PDCA」を期待するという GAP の指導法では、農家に GAP を理解してもらえず、生産工程管理手法の導入はうまくいきません。GAP について、農業現場では総論は賛成でも改善するための各論になると農家に反対されてしまいます。効果的な指導法を教えてください。

**【解答】** GAP を「手法」として技術を導入するという考え方では、農業生産者の理解が得られないばかりか、指導する担当者自身も納得できていないというのが、日本の GAP 普及現場の実態でしょう。適切な GAP 指導のためには、ご質問の中にあつた「GAP の概念」や「チェックリストの意味」、「PDCA の役割」などを正しく理解することが必要です。以下の3点について参考にして下さい。

### ①チェックリストは GAP ではなく、「GAP の尺度です」

〇〇版 GAP と称する「農場チェックリスト」を農家に渡して、「この GAP を実践しましょう」と指導しているとすれば、そのことが既に誤りです。チェックリストは GAP ではありません。GAP（適正農業管理）は、農家の農場管理が適切に行われていることやその状態を意味しています。従って、チェックリストは農家の管理が GAP であるかどうかを評価者が判断するための「尺度」なのです。チェックリストを農家に渡して農家の GAP を期待するのでは本末転倒になってしまいます。

GAP の指導を効果的に行うためには、指導者は農業生産者に対して、初めに「GAP 規範」を示すことが必要です。「今問われている適正な農業の管理とは何なのか」、「期待されている農業のあり方はどんなものなのか」ということについて、その詳細を「良い農業の道しるべ」として示し、それらの実現に向けて指導することが必要です。これこそが GAP の指導です。その GAP 指導の成果、つまり農家の「GAP 度」を評価者が評価・確認するための「尺度」として農場チェックリストを使うということがチェックリストの正しい使い方です。

### ②GAP は、農業の生産工程管理手法ではなく、人や環境への汚染、食品危害などに対するリスク認識とリスク管理の問題です。

環境汚染や食品汚染、農作業者の災害事故などは、「不安全・不衛生」な状態や「不安全・不衛生」な行為、およびそれらの状態や行為に対して農業管理上に欠陥があつた場合に発生するものです。工業製品のように閉鎖的な生産環境で行うものであれば、環境中での行程管理は比較的容易なのですが、農作業の現場は圃場も農舎も基本的には「不安全・不衛生」な状態そのものです。従って、「不安全・不衛生」な行動にならないように、生産工程はもちろんですが、生産工程以前の農業条件である圃場や生産資材、各種施設・機械などに関する全てのものについて十分なリスク評価を行うとともに、適切なリスク管理を実施しなければなりません。また、農業生産工程の後の「食品」としての農産物の取扱いでは、農業生産とは異なるリスク管理が求められます。

農業におけるリスク要因は非常に多く存在します。環境に対しては肥料や農薬、石油、放射性物質等、人間に対しては農業機械や農薬、作業環境等、農産物に対しては中毒細菌や農薬、重金属、放射性物質等などがあります。このようなリスクを軽減したり、解消したりするための様々な取組みが GAP の実践ですから、環境・人・農産物（食品）に対す

る「リスクがあるかどうか」、また、「リスクが許容できる範囲か否か」などを、判断（リスク評価）するために必要なリスク認識（知識と判断能力を持つこと）が必要です。つまり不安全・不衛生な状態で行われる農業現場の GAP 実践は、決められた行程管理をすることだけではなく、「環境汚染の基本的な知識、食品衛生、労働安全などについての知識や情報を持っていること」と、農業現場で「リスクに気付くこと」が欠かせないのです。

### ③GAP は、農家自身の PDCA ではなく、産地全体で取り組む持続的農業の実践です。

GAP を農業生産工程手法として狭い範囲で捉えると、行程はまさに農家が行う行為ですから、農家は生産工程を区分して作業内容を計画し、実施し、記録し、記録の反省に基づいて改善するという農場管理（つまり経営の管理サイクル PDCA）を行いなさいということになってしまいます。

しかし、日本の一般的な農家は、農業管理の PDCA を充分に行える状態にはなっていません。なぜなら、農家は経営体としては独立していますが、農業事業体として自立していないことが多いからです。例えば、日本の生産地では、農協を組織する農家が品目別の生産部会を構成して一体的に農業活動を行う例が圧倒的に多くなっています。そこでは、行政の普及指導を受けるなどしながら、一定の作物を一定の栽培技術で生産し同一のロットで出荷販売しています。そのために、農業の基本方向は産地全体に関わり、農産物の生産対策は農協全体で行い、生産技術や販売対策は品目ごとの生産部会に統一されています。そのために個々の農家が行うことは狭い意味での農業生産工程管理ですが、上記②で述べたように「人間や環境への汚染・食品危害等に対するリスク認識とリスク管理」を行う GAP は、普及指導者や農協の営農指導および選果場などの農産物取扱い部署などを含む産地全体で取り組まなければならない課題なのです。

（株）AGIC 代表 田上隆一

## 『読者の皆様へ』

### ●『日本 GAP 規範 Ver.1.0』一般社団法人日本生産者 GAP 協会編（幸書房）

#### —環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—

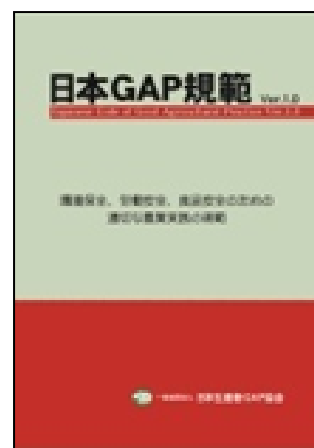
多くの方々のご協力によって『日本 GAP 規範 Ver.1.0』が昨年 5 月に完成しました。農業者の必携の書「良い農業の道しるべ」としてご活用下さい。昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が半分ほどになり、適正農業を行っていく上で必要な実践項目に絞り込んだ使いやすい内容になっています。GAP 教育や GAP 実践に是非お役立て下さい。

### ●イングリッド版「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気の保護—

#### —農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範—

山田正美 訳、一般社団法人日本生産者 GAP 協会 編

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングリッド 適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、日本農業のあり方の指針になるものです。『日本 GAP 規範』と併せて是非お読み下さい。



- 『日本適正農業規範（未定稿）』一般社団法人日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編  
ー環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範ー

『日本 GAP 規範 Ver.1.0』の元になった本で、残部も少なくなっていますので、この機会にこの規範の「未定稿」も是非ご購入、ご活用下さい。

これまでの GAP シンポジウムの講演資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に多少の余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。是非ご利用下さい。  
**（出版委員会）**

## 【編集後記】

この GAP 普及ニュースが発刊されて、早いもので、今回で足かけ 5 年目を迎えました。その間に、(株)AGIC の GAP 普及センターに集まった人達を中心に、一般社団法人日本生産者 GAP 協会が 2010 年 1 月に設立され、協会主催のシンポジウム、セミナーが積み重ねられています。

日本における GAP の実践と普及の基本的な内容を示した「日本 GAP 規範 Ver.1.0」と、その実践を評価するための農場評価制度（GAP 規準）が作られ、いよいよ今年の 4 月から実質的な運用が始まります。また、これに併せて評価員の育成を目的とした GAP 評価員養成制度による通信講座がスタートします。

日本の政府で進められている GAP は、食品安全に焦点が置かれているため、欧州の環境保全型農業に基本を置いた GAP とは異なっており、このことについて田上理事長が、これまで 14 回にわたって解説をしています。そのタイトルは「日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味」です。そのサブタイトルを俯瞰してみます。

- ・ EUREPGAP と JGAP のギャップ（第 9 号第 0 回、2009.9）
- ・ 正しく理解されていない GAP の意味（第 10 号第 1 回、2009.11）
- ・ 欧州の GAP の歴史を見る（第 11 号第 2 回、2010.1）
- ・ 生産者必携のイギリス版 GAP 規範（第 12 号第 3 回、2010.3）
- ・ EU 硝酸指令（676/91）と日本の GAP 規準（第 13 号第 4 回、2010.5）
- ・ 環境便益（環境や景観に対する明らかな便益）とは（第 14 号第 5 回、2010.7）
- ・ 欧州の品質適合と GAP 認証の変遷（第 15 号第 6 回、2010.9）
- ・ 欧州の小売企業が期待する農業（GAP 規範）と評価基準（第 16 号第 7 回、2010.11）
- ・ 目的が異なる民間による 2 つの農場認証制度（Farm Assurance）（第 17 号第 8 回、2011.1）  
スーパーの行う FA（GLOBALGAP 等）と農業団体の行う FA（レッドトラクター等）
- ・ 英国最大のTescoのFA（Nature's Choice）と日本のFAの比較（第 18 号第 9 回、2011.3）
- ・ 《東日本大震災で連載が欠番》（第 19 号、2011.5）
- ・ 名目は GAP の世界規準であるが、食品安全の問題にすり替え、環境問題を骨抜きにした JGAP 規準（第 20 号第 10 回、2011.6）
- ・ ビジネスモデルとしての GAP による農場認証制度 GLOBALGAP の普及（第 21 号第 11 回、2011.7）
- ・ スーパー業界が作った農場認証のための EUREP 議定書（protocol）

(第22号第12回、2011.9)

・ **GAP 規範を前提にした農場認証のための EUREP 議定書 (protocol)**

(第23号第13回、2011.11)

そして、今月号にと続いています。

・ **環境保全が目的の欧州 GAP を「食品安全 GAP」としたための矛盾**

(第24号第14回、2012.1)

この田上理事長の連載は、まだまだ続きますが、これらの内容を見るとお判りの通り、欧州では環境保全を中心とした「GAP 規範」の実践を各国・各地域で義務付けており、スーパー等は、この公式の「GAP 規範」の遵守を前提として食品安全に重点を置いた農場認証 (FA) を行い、農産物を納入する業者に対しては、外国から輸入する農産物に対しても欧州の農場認証、すなわち欧州各国の「GAP 規範」の遵守を義務付けています。このため、欧州に農産物を輸出する場合には、欧州の共通基本的な農場認証である GLOBALGAP か、GLOBALGAP と同等性のある農場認証をクリアーする必要があります。

欧州に輸出したい国々の輸出業者は、農場に対して少なくとも GLOBALGAP をクリアーするか、GLOBALGAP と同等性のある農場認証制度を求めています。そこで、中国では GLOBALGAP と同等性のある ChinaGAP をつくって農産物を輸出する農場の認証を行っています。また、アセアン (10カ国) では GLOBALGAP と同等性のある農場認証の ASEANGAP を2015年までに導入することを目指しています。

しかし、日本には、中国の ChinaGAP やアセアンの ASEANGAP に相当する農場認証制度がありません。今のところ無形の「日本ブランド」により、ある程度は大目に見られているようですが、いずれは GLOBALGAP にならざるを得ないと考えられます。しかし、繰り返し述べているように、GLOBALGAP は、欧州の法律・制度、気候・風土などに基づいて定められているものであり、日本農業には必ずしも馴染むものではありません。

私達の「日本GAP規範とそれに基づく農場認証制度」 (Farmer's GAP) は、適正な日本農業を発展させるためのものであり、このGAP規範とGAP規準に適合していれば、基本的にはGLOBALGAPの条件を容易にクリアーできるものです。

しかし、欧州では、GAP以上のレベルとして、景観の保護、生物多様性の保護、動物福祉など、様々な問題が要請されるようになってきました。こういう面では、「日本GAP規範」も今後も進化を続けていかなければならないと考えていますが、何もかもがグローバル化すればよいというわけではありません。日本は、日本の法律・規則、社会・風土、風俗・習慣などに従った水田を中心とした日本農業を大切にしていける必要があります。

新しい年を迎えるにあたり、気持ちを新たにして「日本GAP規範」とそれに基づく農場評価制度の普及に取り組んでいきたいと考えています。

宜しくご支援・ご鞭撻をお願い致します。

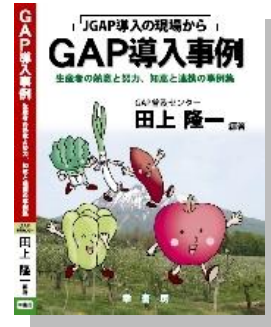
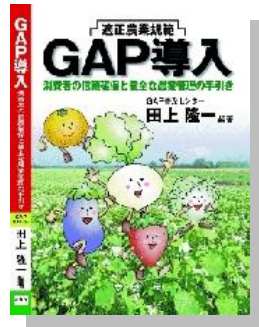
(食讚人)

**【目指す GAP の理念】適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会**

慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本適正農業規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices)とそれを評価する物差しである「日本適正農業規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築し、日本における GAP を実現します。

### 《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円+税)

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



### 《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



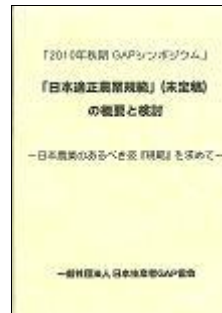
2009.3



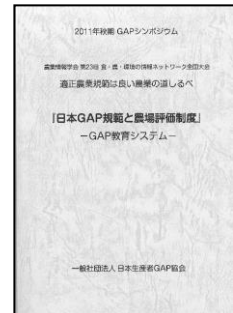
2009.8



2010.4



2010.10



2011.10

『イングランド版適正農業規範』  
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本適性農業規範』(未定稿)  
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本 GAP 規範』  
定価 (本体 2,500 円)  
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行します。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の  
正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円                      団体会費：20,000 円

利用会員    個人会費：10,000 円                      団体会費：20,000 円

賛助会員    賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

### 《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催する委員会を推進するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っていきます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎：029-861-4900      Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

### 《株式会社 AGIC（エージック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/